除げび第号ま号て場変強お行引りの銀受てのむるの定定第（げくるニ六ロでロは合更化けっ受株定行け同章゜承規（に一第る゜要(1)号並、か、にで計るたけ式めがてじに以認定第よ項十要件にロび第ら第ああ画経後等等に協協゜）お下をに一るの七要を掲及に五ニ四つるの営にをのよ定定をいこ含よ項決規条件	

前条第一項		前条第三項
第二十四条第九項	協定銀行が当該計画提出金融機関等	第二十四条第九項又は第十項	協定銀行が当該計画提出金融機関等
第二十三条第三項	協定銀行が当該経営強化計画に係る第一項十七条の規定によ定をに協定のよの受けるの決規定めて協定等等のをに組織よ引りり受株定行式たけ金融機関再編成等	第二十三条第四項	協定銀行が当該経営強化計画又は第一項十七条の規定によ定をに協定のよの受けるの決規定めて協定等等のをに組織よ引りり受株定行式たけ金融機関再編成等

前条第一項	前条第三項
第二十四条第九項	第二十四条第九項又は第十項
第二十三条第三項	第二十三条第四項

	式等の引受け等を行った組織再編金融機関等

第二十五条第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「及び第二十九条」を「、第二十九条及び第三十条の十八」に改める。

第三十条の六の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条中「金融機関等」を「法第三十四条の十第五項に規定する認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第一号中「の規定」を「（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。第三十条の二十七第一項第二号において同じ。）の規定」に、「の認定」を「（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。第三十条の二十七第一項各号において同じ。）の認定」に改め、「金融機関等」の下に「又は法第三十四条の十九第一項の規定により法第三十四条の十六第四項の認定を取り消された金融機関等」を加え、第四章の三中同条を第三十条の二十四とする。

第三十条の五の見出し及び同条中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条を第三十条の二十三とする。

第四章の三に次の三条を加える。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の記載事項）

第三十条の二十五　第三十条の二十三の規定は、法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第二項第八号に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第三十条の二十三中「組織再編成等実施計画」とあるのは、「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み替えるものとする。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定の要件）

第三十条の二十六　第三十条の二十四の規定は、法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第三項第九号（法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第三十条の二十四中「、申請金融機関等（」とあるのは「、申請金融機関等（法第三十四条の十五第二項において準用する」と、「規定する申請金融機関等（」とあるのは「規定する申請金融機関等（法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する」と、「した」とあるのは「した法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する」と、「認定組織再編成等金融機関等」とあるのは「認定経営基盤強化実施金融機関等」と、同条第二号中「対する」とあるのは「対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する」と読み替えるものとする。

（共同化措置実施計画の認定の要件）

第三十条の二十七　法第三十四条の十六第四項第八号に規定する政令で定める要件は、申請金融機関等（同条第三項第一号に規定する申請金融機関等をいい、当該申請金融機関等が子会社等である場合にあっては、その銀行持株会社等を含む。）が、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十四条の十第三項の認定を受けた金融機関等又は法第三十四条の十六第四項の認定を受けた者でないこと。

二　法第三十四条の十三第一項の規定により法第三十四条の十第三項の認定を取り消された金融機関等又は法第三十四条の十九第一項の規定により法第三十四条の十六第四項の認定を取り消された者でないこと。

2　法第三十四条の十七第二項において準用する法第三十四条の十六第四項第八号に規定する政令で定める要件は、認定共同化金融機関等（同条第六項に規定する認定共同化金融機関等をいい、当該認定共同化金融機関等が子会社等である場合にあっては、その銀行持株会社等を含む。）が、前項第二号に該当するものであることとする。